

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年福津市教育委員会第5回定例会
開 催 日 時	令和7年5月21日(水) 午前 9時30分から 午前10時31分まで
開 催 場 所	福津市役所 本館2階大会議室
委 員 名	(1) 出席委員 薄教育長、農崎委員、田中委員、 村井委員、森委員 (2) 欠席委員 なし
所 管 課 職 員 職 氏 名	宮原教育部長、原尻教育部理事兼主幹指導主事、佐々木教育総務課長、志賀新設小学校準備室長、石井学校教育課長、芹野郷育推進課長、芹野文化財課長、鶴口主幹兼指導主事、木村指導主事兼教育指導係長、内兼久総務企画係長、古沢主事

会 議	議 (内 容) 題	<ul style="list-style-type: none"> ・日程第 1 開会の宣言 ・日程第 2 会議録署名委員の指名について ・日程第 3 議案第22号 福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正することについて ・日程第 4 議案第23号 福津市教育支援委員会委員の委嘱について ・日程第 5 議案第24号 福津市中学生スポーツ文化推進協議会設置要綱の制定について ・日程第 6 議案第25号 福津市立図書館協議会委員の任命について ・日程第 7 議案第26号 福津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について ・日程第 8 議案第27号 新設小学校開校準備委員会委員の委嘱について ・日程第 9 諸報告 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度福津市学校運営協議会委員のうち任命を無効とした委員の報告について ・令和7年度福津市教育委員会定期学校訪問・園訪問の期日等について ・スケジュールについて ・日程第 10 閉会の宣言
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	1名
	資料の名称	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名委員	薄教育長	
	村井委員	

その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>薄教育長：本日の会議には、1名の方から傍聴の申出があつている。 福津市教育委員会会議規則第14条では、会議は公開すると規定している。よつて、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可する。 事務局、入室をお願いします。 （傍聴人入室） 会場での傍聴については、福津市教育委員会会議傍聴人規則に基づき実施する。 会議の進行の妨げとなるような行為については控えるようお願いする。 また、携帯電話、パーソナルコンピューター等電子機器の電源は切るようお願いする。会議の様子の録画、録音、撮影も断る。守っていただけない場合は退室をお願いすることもあるのでご了承ください。</p> <p>日程第1 開会の宣言 薄教育長：構成委員5名のうち、ただいまの出席数は5名で、定足数に達し、委員会は成立するため、令和7年福津市教育委員会第5回定例会を開会する。直ちに会議を開く。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。</p> <p>日程第2 会議録署名委員の指名について 薄教育長：福津市教育委員会会議規則第17条の規定に基づき、会議録は薄と村井委員で確認、署名することとする。</p> <p>日程第3 議案第22号 福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正することについて 薄教育長：事務局に説明を求める。 （石井課長が議案第22号、福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正することについて、会議資料を用いて説明） 薄教育長：本案に対する質疑を受ける。 森委員：児童の数を超える場合はとありその後、学校長と協議の上と文面として入れ明文化した方がいいのではないかと考える。その後の学校運営や学習環境等に支障がないはそのままとする。 石井課長：森委員が言われたのは、第6条第2項、児童の数を超える場合は、の後に、学校運営や学習環境等にと入っていますが、その前に、学校長と協議の上という一文を入れた方が良いのではな</p>	

いかということか。

森委員：丁寧に入れた方がいいのではないかと思います。誰がというのは、教育長と書いてある。

村井委員：森委員の意見に賛成。

農崎委員：昨年この件について議論し、おそらく何年後かに地元の方が多くなるための対策もあってこの改正の話があり、大変難しい議案であったと記憶している。

昨年、抽選は行われたのか。

石井課長：昨年は、ない。

農崎委員：次回、抽選があり得るのか。

石井課長：令和8年度入学予定でいくと、変動はあり得るが地元の児童は現状13名。1学年18名であれば、今回5名の選考。それ以上であれば、抽選となる。

現状、5名以上の応募があっており、この規定のままでいくと抽選することになる。応募前の4月以前から、特に姉、兄が通っている児童、下に弟妹がいる児童の保護者より、一律抽選と聞いているため、優先されることがないことは理解しているが、できたら何か配慮ができないかという声を現場、学校からもいただいている。何とかできないかと考えたが、この規定上はどうしても抽選が必須となる。

抽選した結果、何らかの教育的配慮を検討することも可能ではあったが、それをすると保護者に不安を与えるため、後でまた何か考えることは得策ではないと考えた。

昨年度は、5月に説明し協議した後、6月定例会で議案として上げ、二月に亘って議論した結果、優先順位なしの抽選という決定をいただいた。

このままでは、児童も含め、特に保護者へ不安を与えてしまう。

学校へ物理的に入らず、2クラスに増やすことは不可能であるため、何らかの線引きはしなければいけない。

そこを見越しながら、学校長とも協議し、規定を変えることで何とかできないかという提案である。

農崎委員：以前の件は、みんなでもともと考えた。

元校長である原尻指導主事としてはどうか。学年によって教室のスペースは違ったり、高学年は一人一人が大きかったり、学年別もあるのではないかと思います。

原尻指導主事：15名や18名は、余裕を持って入るため問題ない。

その人数を超えた想定をしたとき、改めて実際に教室へ行き、現校長と机の配置等を考えた。コロナの時期は、机を隣と離して、空間を空けて座る形をとっていた。現状は、2人で並んで座る形をとっている。現状の形では教室的に余裕もあり、18名の頭打ちではないだろうと話した。

現場の教員の声として、他の学校は35名を受け入れるという

中で、18名以下でないとは対応できないことは当然ないということもあった。

ただ、学年によって10名の学年と、20名の学年が今後生じる可能性はあるため、色々な交流のときに、工夫が必要になるが、学校として若干超えることでの、規定に書いてあるような学校運営上の課題に対しては、受け入れ可能であるのではないかという判断を今はいただいている。

それよりも、抽選で来ることができなくなったり、例えば18名の学年に、新しく校区として受け入れるような児童が1名転入した場合、19名となり、今までずっと一緒に過ごしてきた児童1名を抽選で戻さないといけなくなったりすることが学校現場の声として不安である。

学級経営上、来年一緒に頑張ろうねと言っていた児童が抽選で抜けなければいけないようなことを想定すると、18名で切ることは想定できないという声があったことを踏まえ、今回現状を伝えた。

田中委員：兄弟のいる児童に対する受け入れ姿勢は、基本的に優先なしか。そこを確認しておかないといけない。

石井課長：色々な案があり、当時揺れていたよう。兄弟のいる児童を優先する案もあったようだが、最終的には兄、姉がいてもそこに差をつけないということで、地元地域にとっても異論がある中ではあるが、決定したという形。兄、姉がいることで優先するというのは、特別認可制度上はない。最終的には兄、姉が行っている学校へ、弟妹児が行くときに、配慮を別途するかということところが議論として残るが、特別認可制度の中には、兄弟姉妹であるからといって差がつくことはないという議事録になっている。

田中委員：その配慮する、配慮しないの問題ではなく、基本的姿勢をしっかりとしていないといけない。中途半端になると保護者にも学校にも迷惑をかけることになると思う。

そこを確認して話さないと、兄弟のいる児童であるから優先する方へ今後協議を持って行くのであれば、明確に配慮していた方がいいのではないか。

兄弟のいる児童の保護者を考え配慮していくことなど、大切なことであるので、しっかり考えて、明確にしておいた方がいいと思う。中途半端に残していると不安は増大するし、受け入れる保護者に対する平等性も薄れてくるのではないかと思う。

森委員：別紙資料②までは、関わっておらず、今回初めて見て、抽選ということが出ており驚いた。

特別認可制度については、立ち上げのときから勝浦と、ほか福岡県内2つか3つほど関わっていた。事例として、ここよりも先に、このような兄弟関係が出てきた。

第4条の方に、18という条件がある。これは非常に危険であ

る。

以前は、15名を超えない範囲において、教育長が定めるとし、その下に、15名を超える場合は、教育長を始め教育委員会で承認を受けるとなっている。これは大変大事なことである。教育は公平でないといけない。ここからさらに人数が増え、兄弟関係があつてとなるので、切ることができない。

認可制度を立ち上げるときに、文部科学省もおそらく相談しながら作ったと思う。そのような状況が起こったときに、最終的にはそこで責任者である教育長と学校と話し合うように作つてある。そのような経緯があつて今年の令和6年にこうなったのだろう。

今回、第4条は、改正前と同様となっているが、それは18名が上限で、18名は絶対超えないという考えなのか。

石井課長：18名をベースとするが、超えた場合、第6条で状況によって超えることができる形に今回緩和している。

森委員：そうなっているのか。第4条では、18名から校区児童の引き算となっている。

石井課長：18名から地元学校区の児童を引いた残りの人数が、通常の転入学の枠である。18が上限ではある。

森委員：18の上限を作るかどうかが大変。①の令和5年施行の第4条は、上限ではない。15名が望ましいという形で16名になる可能性もゼロではない。

しかし②で18を上限として引き算にすると改正された。

今回、それを改正しないのであろうか。

石井課長：それは改正しない。

森委員：今回の改正内容は、おそらく他の2か所ではないはず。

兄弟の片方は落とされ、もう片方はあげるなどということは、現実的ではない。

ただし、学校の色々な運用上の課題もあるため、学校長と相談、協議の上、決めるということが良いのではないかと。

学校長と協議の上は、明文化した方が良いのではないかと。

第4条の①の令和5年立ち上げのときのほうが良いのではないかと考えたが、そこは今日の内容ではない。

特別認可制度は、教育の範疇で考えるため、切り捨てることができない。切り捨てないように規約を作っておかないといけない。

何もかもいいということではできないので、最終的な協議の上とする。これは全国そうなっているはず。

福岡県でも立ち上げるときに、相当議論した。それで①の形になっている。そのようなことが特別認可制度の考え方。

今日の提案の部分は、大賛成で、抽選を消し、学校長と協議の上と変えたらいいのではないと思う。

第4条は、18が上限で、原則なども書いていないので、原則

であれば、原則と記載しておかないといけない。これは今日の提案でないので今後、考えないといけない。

薄教育長：今日の議案について、委員の方から、学校長と協議の上を入れるとあったが、学校長と教育長が協議をするということを含めて、この案文でという考えはいかがか。

当然、協議しており、これからもしていく。

第6条には、教育長が定めるとしているが、内容は、学校長と協議を進め、教育長が定めるところで理解いただければと考える。

先ほど出た18名というところについては、協議をしていかななくてはならない部分ではないかと考えている。

今申したような形で、質疑を終結してもよろしいか。

委員：はい。

薄教育長：これより、議案第22号を採決する。

議案第22号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。

(賛成多数)

賛成多数である。よって、日程第3、議案第22号、福津市立勝浦小学校入学特別認可制度実施要綱の一部を改正することについては、原案のとおり可決された。

日程第4 議案第23号 福津市教育支援委員会委員の委嘱について

薄教育長：事務局に説明を求める。

(石井課長が議案第23号、福津市教育支援委員会委員の委嘱について、会議資料を用いて説明)

薄教育長：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第23号を採決する。

議案第23号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。

(賛成多数)

賛成多数である。よって、日程第4、議案第23号、福津市教育支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決された。

日程第5 議案第24号 福津市中学生スポーツ文化推進協議会設置要綱の制定について

薄教育長：事務局に説明を求める。

(芹野課長が議案第24号、福津市中学生スポーツ文化推進協議会設置要綱の制定について、会議資料を用いて説明)

薄教育長：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第24号を採決する。

議案第24号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。

(賛成多数)

賛成多数である。よって、日程第5、議案第24号、福津市中学生スポーツ文化推進協議会設置要綱の制定については、原案のとおり可決された。

日程第6 議案第25号 福津市立図書館協議会委員の任命について

薄教育長：事務局に説明を求める。

(芹野課長が議案第25号、福津市立図書館協議会委員の任命について、会議資料を用いて説明)

薄教育長：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第25号を採決する。

議案第25号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。

(賛成多数)

賛成多数である。よって、日程第6、議案第25号、福津市立図書館協議会委員の任命については、原案のとおり可決された。

日程第7 議案第26号 福津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

薄教育長：事務局に説明を求める。

(芹野課長が議案第26号、福津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、会議資料を用いて説明)

薄教育長：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第26号を採決する。

議案第26号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。

(賛成多数)

賛成多数である。よって、日程第7、議案第26号、福津市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり可決された。

日程第8 議案第27号 新設小学校開校準備委員会委員の委嘱について

薄教育長：事務局に説明を求める。

(志賀室長が議案第27号、新設小学校開校準備委員会委員の委嘱について、会議資料を用いて説明)

薄教育長：本案に対する質疑を受ける。

田中委員：準備委員会委員の選出について、その他教育委員会が必要とするものとして、専門性を持った方、学校教育や学識経験者のよ

うな方は、入れないでよいか。

現在、地域や当該学校の方のみとなっている。おそらく教育委員会の方針もあると思うが、新設校であり期待も大きいと思うため、そのような方がおらず地域、学校だけであると不安を感じるところがある。

志賀室長：今年度の概ね作業として、学校名を優先的に決めていきたい。校名の決定後、校章、校歌の作業に取りかかりたい。案を準備委員会で決定し、教育委員会定例会議で教育委員の皆様へ審議いただき、最終的な決定という形を考えている。

学校の運営方針等については、新設校の校長や責任者、予定者が決まっていないため、今年度は、地元と教育委員会である程度運営を進めていきたい。

次年度以降、新たに出てきたら、準備委員会委員として加わり、協議を進めていきたいと考えている。

田中委員：意見であるが、学校名、校章より、新設校の今考えているところが大事。そこを大事にし、学校長、教頭が決まっていなくても、この学校をどのようにしていくなど、色々な考えがある方がいいのではないかと。

教育委員会でもかなり言われたのでその辺も配慮し、準備として来年以降やるのであれば、最初からそのような委員を入れた方がいいのではないかと。

農崎委員：田中委員の意見に賛成。

昨年色々あった中で、知識者などということはかなり言われた。外部から色々言われたことに対し、そこは市の反省点だと思う。

そこを言われないように、自分たちの防御のためにも、お金がかかるのかわからないが、最初から入れた方がいいのではないかと。例えば、近くの新宮で建ったとき、どのようなスケジュールでされたかを聞くなど、昨年の二の舞にならないようにと思い、田中委員と同意見。

森委員：昨年の件は経験していないが、新設校は全国的にあまりない。

新宮でもそうであったが、今の流れは第三者を入れる。当時、校長をしており、学校を出た後は、逆に学識経験者として入った。

身内だけでしていたら、最終的に、身内だけで勝手にしているなどという声が無きにしもあらずで、そのような声は出さない方がいいのではないかと。ということで、新宮町は第三者、学識経験者という形で呼び、行った。

最近の新設校は、運営方針等もある程度、教育委員会が考え方として出している。

春日市の白水小学校なども新設校に関わっている。

20年程前の頃は、身内だけでしているケースはあったが、今は、色々な声があるので、それに対応できるように、客観性という

ことを絶対言われるので、しておいた方がいいのではないかと
思う。

室長が言われたように、今年は校章等なので、身内ですという
考え方はわかるが、そのことを身内はわかっているが、準備
委員会として外部の人はそういう方針も身内で勝手に作ってい
るのではないかなどと思う。

身内の考え方はわかるが、身内でない人たちから言われるた
め、スタートから入れた方がいい。

何か困るのであれば別だが、今まで困ったことはない。

第三者の声として聞くと、校章なども色々良いアイデアを出し
てもらった経験もある。そこは他の委員が言われたような形
で、入れておいた方がいい。

状況によっては、運営方針なども今年度少し議論していきたい。

昨年から過去色々あっているようなので、それを払拭するた
めにも、オープンにし、皆の声で作るということを、ハード面
でなく中身を作っているの、そういう意味でもスタートから学
識経験者のような方を入れた方がいいのではないかと考え、他
委員の意見に賛同する。

田中委員：他の委員が言われた通り、そこは最初から入れていただきた
い。

学校ができる経緯において、新設校関係で、色々言われるのは
いいが、色々ある意見に対して、教育委員会は説明責任を果た
す上で、少しその辺が弱かったかと考えている。

色々な意見があり、それを聞きながら、基本的な教育委員会の
スタイルを委員の中で入れる方がより良いと思う。

校章や校歌は、この学校をどのような学校にしていくかとい
うものがあれば、また変わってくると思う。

赤間西小学校が立ち上がったときは、今回と逆で、開校した後
に募集した。心配もあり、基本的な土台を作ってからの方がよ
り良いかと思う。

森委員：昨年まで色々なことがあっており、新設校が立ち上がった後、
学校に任せるようなほったらかしはいけない。

この準備委員会が大変重要で、目先を変えるという意味でも開
かれた準備委員会という考え方をまず前面に出し、色々なこと
を言っていたくとした方がよりよく成功するのではないかと
思う。

第三者の声は大変貴重である。そういう意味でも賛成で、ぜひ
入れた方がいいと思う。

志賀室長：今示している委員の案について、これから増えたり減ったり必
要に応じて行っていくと考える。校章、校歌を考える上で、外
部から応援を依頼しないと決まらないものもある。

あくまで準備委員会では、案をどう決めていくかをたたき台と

して議論していきたいと考えている。

その後、専門的な知識が必要となれば、専門分野の方や学識経験者の方を追加で委嘱し、議論に加わってもらえればと考えている。

田中委員：追加ではなく、最初から入れたほうがいいのか。

農崎委員：同じく。最初からは不可能なのか。

森委員：専門家ではなく、第三者の声。

第三者の声は、とても大事。客観性ということで、見える化した方がいい。第3条(4)その他に入っていると見えない。しっかり(4)に書き、次の(5)にその他とした方が見える。一見して、色々な声を聞くようになっているということがわかるようになる。

準備委員会で、専門というよりも第三者の声ということで入れられたらいいと考える。

村井委員：ぜひ入れていただきたい。

農崎委員：最初からぜひ入れていただきたい。

薄教育長：委員から、意見があったため、保留にしたい。よろしいか。

委員：はい。

日程第9 諸報告

薄教育長：令和7年度福津市学校運営協議会委員のうち任命を無効とした委員の報告について。

(石井課長が令和7年度福津市学校運営協議会委員のうち任命を無効とした委員の報告について説明)

薄教育長：令和7年度福津市教育委員会定期学校訪問・園訪問の期日等について。

(木村指導主事が令和7年度福津市教育委員会定期学校訪問・園訪問の期日等について、会議資料を用いて説明)

森委員：学校運営協議会委員と学校訪問に関連することについて、確認。

内規は、学校長と共有しているか。

石井課長：共有している。元々、選ぶことができない委員について共通認識を持っていたはずだったが、今回事務局含め、見落とししていた。再度、確認するようにし、今後はこのようなことがないようにする。

森委員：昨年、学校訪問へ半分ほど参加した。勝浦は、学校運営協議会委員も一緒に入っていた。

福津は長年、コミュニティ・スクールの先導者でもあり、学校だけでなく、地域、保護者と一緒に学校運営していくというものであるのに、学校訪問だけは参加できないとある学校長が言っていた。

それは、おかしいのではないかと思う。

学校訪問の内容によっては、そのようなケースがあり得ることもあるが、基本的にコミュニティ・スクールの学校は、学校、保護者、地域で学校運営をしていくという理念にのってやっている。

原則は、学校訪問も、学校教育に対して訪問し指導するという形で、なぜ運営協議会委員だけ避けなければいけないのかと感じた。私だけでなく、学校長の何人かもそのようなことを私に対して言っている。

教育委員会として、絶対駄目ということはおそらく言っていないと思う。

そう言うと、コミュニティ・スクールの考え方と逆になる。

そうなってくると、コミュニティ・スクールが形骸化し、なんのためのコミュニティ・スクールなのかとなってくる。

勝浦は、そうではなく、運営協議会委員も一緒に共有しようということで組んであった。

そのような姿が原則と思っていたが、他の学校は一切なかった。

規則に、選ぶことができないと書いてあるのか。

石井課長：学校運営協議会規則上にはなく、附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程に書いてある。

森委員：内規か。

石井課長：内規といえば内規。学校運営協議会規則だけではわからない。

森委員：内規も学校長と共有しているのか。学校運営協議会規則は、ホームページに掲載しているはずなので、皆見ているはず。内規まではホームページへ掲載していないか。

石井課長：規程も掲載しているが、別にありリンクしていなかった。

今後は、規則だけでなく、内規の抵触する部分、ここは選べないということを併せて伝えるよう改善していきたい。

森委員：学校長と共有しておかないといけない。

また、運営協議会委員を学校訪問に必ず入れてほしいというわけではなく、原則コミュニティ・スクールは、学校、地域、家庭と一緒に運営していくもので、そこに運営協議会が参加できないということはないのではないかと感じた。

よろしく願います。

薄教育長：認識は違っていたかもしれない。開かれた学校訪問ということで今年度も進めていく。周知していきたい。

薄教育長：スケジュールについて。

(内兼久係長がスケジュールについて、会議資料を用いて説明)

日程第10 閉会宣言

薄教育長：以上で本日予定していた議事日程は全て終了した。

これで令和7年福津市教育委員会第5回定例会を閉会する。